DNV GL ASから登録事項の変更の届出があった件

一　東アジア承認センターの変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	36-7, Namchonl-Dong, Suyong-Gu, Pusan, Korea
変更後	7／8 Fr. Cl, 38, Marine city 2-ro, Haeundae-Gu, Pusan, REPUBLIC OF KOREA

(二)　変更年月日　平成二十六年三月一日

○国土交通省告示第百九十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十六年三月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十六年二月二十二日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた検定機関の名称　一般財団法人日本舶用品検定協会

四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号

五　代表者の氏名　矢部　哲

六　検定を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番12号　東新ビル７階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目４番21号　魚町センタービル５階

○中部地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十日　　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　近畿自動車道伊勢線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
名古屋市中川区吉津二丁目二七〇一番から愛知県海部郡飛島村木場二丁目六六番一まで	最大　四〇・〇八（メートル） 最小　六・六五	一一・六五〇（キロメートル）

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十日　　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇谷字丁田九八一番二から同町大字宇谷字浜屋敷一一七七番一まで　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十日

○四国地方整備局告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局、同局大洲河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十日　　四国地方整備局長　三浦　真紀

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　五十六号　愛媛県南宇和郡愛南町増田地先から愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城地先まで

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城地先から愛媛県南宇和郡愛南町柏地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　代表取締役社長　田中　孝司

住所　東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号

三　他の管理者が行う管理の内容

「一般国道十一号、五十六号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道十一号、五十六号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十六年二月十二日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十日　　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百四十号　釧路市阿寒町下舌辛十一線四七番二から同市阿寒町下舌辛十一線四三番一五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年三月十日

○沖縄総合事務局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十日　　沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百三十一号　糸満市西崎一丁目六番二から同市西崎一丁目二番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十日